

国保と後期高齢者医療保険の加入者の皆さんへ

1002450

問合せ 国保年金課☎内線3135、  
白沢支所生活係☎内線7848、利根  
支所生活係☎内線7940

## 「限度額適用認定証」をご利用ください

高額な医療費がかかると見込まれる人は、事前に限度額適用認定証の申請をしましょう。

なお、70歳以上の国保加入者と後期高齢者医療保険加入者で「現役並み所得者Ⅲ」と「一般」の所得区分に該当する人は、国民健康保険証と高齢受給者証、または後期高齢者医療被保険者証の提示で限度額までの支払いとなりますので、限度額適用認定証の申請は不要です。

※国保税に未納がある世帯の国保加入者には、原則として交付できません

**申請窓口** 国保年金課、白沢・利根支所生活係

**申請に必要なもの**

▽該当する人の保険証

▽マイナンバーカードが確認できるもの  
▽本人確認のための証明書（運転免許証など）

**認定証の更新** 現在交付中の限度額適用認定証の有効期限は7月31日（土）です。国保加入者で認定証を継続利用する人は申請が必要です。必要なものを持参し、申請窓口にお越しください

### ●70歳未満の国保加入者の自己負担限度額

所得区分※1	1カ月の自己負担限度額	食事療養費(1食当たり)
ア	252,600円+ (医療費- 842,000円) ×1% 【140,100円※2】	460円
イ	167,400円+ (医療費- 558,000円) ×1% 【93,000円※2】	
ウ	80,100円+ (医療費- 267,000円) ×1% 【44,400円※2】	
エ	57,600円 【44,400円※2】	210円※3
オ	35,400円 【24,600円※2】	

### ●70～74歳までの国保と後期高齢者医療保険の加入者の自己負担限度額

所得区分※1	1カ月の自己負担限度額		食事療養費(1食当たり)
	外来	外来+入院	
現役並み所得者Ⅲ	252,600円+ (医療費- 842,000円) ×1% 【140,100円※2】	460円	460円
現役並み所得者Ⅱ	167,400円+ (医療費- 558,000円) ×1% 【93,000円※2】		
現役並み所得者Ⅰ	80,100円+ (医療費- 267,000円) ×1% 【44,400円※2】		
一般	18,000円 (年間限度額144,000円)	57,600円 【44,400円※2】	210円※3
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円	
低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円	100円

※1 所得区分は世帯によって異なります

※2 過去12カ月に4回以上の高額療養費の支給がある場合の限度額

※3 過去12カ月に入院日数が90日を超える人は、別途申請により160円に減額

8月1日(日) から新しくなります

1001876

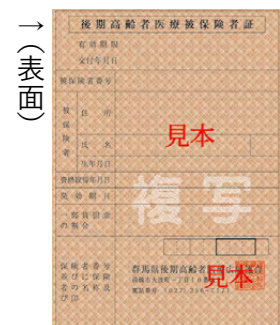
問合せ 国保年金課医療年金係☎内線3133、  
白沢支所生活係☎内線7848、  
利根支所生活係☎内線7930

## 「後期高齢者医療被保険者証」

### 新しい保険証の交付

新しい保険証は茶色で、緑色の封筒に入れて郵送します。郵送不要の人は、国保年金課窓口で交付しますので、7月5日（月）までに連絡してください。保険証の有効期間は8月1日から来年7月31日までで、被保険者番号や氏名、自己負担割合（1割または3割）などが記載されています。

8月から医療機関で受診するときは、新しい保険証を提示してください。



### 「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」の申請手続き省略

現在お持ちの限度額適用認定証（以下「限度額認定証」）と限度額適用・標準負担額減額認定証（以下「減額認定証」）は、有効期限が7月31日（土）までです。昨年8月1日以降に認定証の交付を受け、次の条件を満たす人には申請手続きを省略し、引き続き使用できる証を保険証に同封します。

#### ▼「限度額認定証」申請省略の条件

・所得区分が現役並み所得者Ⅱ、Ⅰに該当する人

#### ▼「減額認定証」申請省略の条件

・住民税非課税世帯に属する人

#### 保険料を納めないでいると

保険料の滞納状況により、通常より有効期間の短い短期被保険者証を交付する場合があります。短期被保険者証の有効期間は、8月1日から来年1月31日までです。

みんなでささえる

1008520

# 国民健康保険

問合せ 国保年金課国保係☎内線3136、  
白沢支所生活係☎内線7848、利根支所  
生活係☎内線7940

国民健康保険税（国保税）は国民健康保険（国保）の運営を支える大切な財源です。病気やけがに備え、加入者が負担能力に応じて納付する仕組みになっています。国保税納税通知書を7月12日（月）に発送しますので、期限内の納付をお願いします。

### 国保税を納める人は

納税義務者は世帯主です。国保に加入していない世帯主でも、その世帯内に国保の加入者がいる場合は、世帯主が納税義務者となります。

### 納付方法（2通り）

**普通徴収**（口座振替・納付書） 口座振替の手続きを済ませている世帯は、納期限日に口座から引き落とします。手続きをしていない世帯は、7月の通知書に同封する納付書（1～9期）で納付してください  
※納付は口座振替が便利です。市内に本支店のある金融機関で手続きしてください

**特別徴収**（年金天引き） 世帯主が国保に加入して年金を受給している場合、一定の要件を満たすと年金から天引きでの納付となります  
※申請により口座振替に納付方法を変更可

### 納めないでいると

納期限を過ぎると督促状が送付され、それでも納めないでいると通常の保険証よりも有効期間が短い保険証が交付されます。さらに滞納が続いた場合には、保険証の代わりに「資格証明書」が交付され、

（表1）国保税の納期

期別	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期
納期	8月2日	8月31日	9月30日	11月1日	11月30日	12月27日	1月31日	2月28日	3月31日

（表2）国保税の税率（所得割額、均等割額、平等割額の合計が世帯の年税額）

区分	令和3年度の税率			
	医療分	後期支援分	介護分	
所得割額	世帯内の加入者の所得に応じて計算	7.3%	2.6%	2.4%
均等割額	世帯内の加入者の人数に応じて計算	27,800円	9,800円	11,900円
平等割額	加入者がいる世帯に一律で計算	22,500円	7,700円	6,700円
課税限度額	国保税額が課税限度額を超えた場合	63万円	19万円	17万円

※介護分については、40歳から64歳まで(介護保険第2号被保険者)の人が納めます

### 本年度の主な変更点

- 国保税の税率（表2）
- 個人所得課税の見直し（給与所得控除や公的年金等控除から基礎控除への10万円の振り替えなど）に伴う所得の計算方法
- 控除の振り替えにより国保税の軽減判定に影響が生じないようにするための所得基準額の計算方法
- 普通徴収の端数金額を合算する初回納期の負担感を緩和するため、端数処理の方法を変更し、各納期の納付額を平準化

受診時に窓口で医療費をいったん10割支払わなければなりません。未納のままにせず、早めに相談してください。

### 減免と傷病手当(新型コロナウイルス感染症関連)

#### ①国保税の減免

1009991

新型コロナウイルスの影響で、世帯の主たる生計維持者（主に世帯主）の収入が減少すると見込まれるときは、申請することで国保税の減免の対象となる場合があります。

※減免の概要は、7月の通知書に同封する「国保税のご案内」をご覧ください

▽対象となる国保税 令和3年度分

▽その他 倒産や雇い止めなど、事業主の都合で離職し、ハローワークから「雇用保険受給資格者証」が発行された人は、国保税の軽減制度が適用となる場合がありますので、問い合わせください

#### ②傷病手当の支給

1010133

国保の被保険者が新型コロナウイルスに感染、または発熱などの症状で感染が疑われた場合、その療養のため勤務することができなかった期間について、一定の要件を満たした場合に支給します。

※上記①②の詳細は、市HPをご確認ください